四　革新的データ産業活用の促進に関する施策についての次に掲げる事項
イ　施策の目標及び内容
ロ　施策の実施期間
ハ　担当大臣
五　前二号に規定する施策以外の革新的事業活動関連施策について重点的に講ずべき施策ごとの次に掲げる事項
イ　施策の目標及び内容
ロ　施策の実施期間
ハ　担当大臣
六　その他革新的事業活動関連施策の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るために必要な事項

3　前項第三号ハ、第四号ハ及び第五号ハの「担当大臣」とは、革新的事業活動実行計画に定められた同項第三号から第五号までに規定する施策（以下この条及び次条において「重点施策」と総称する。）に係る事務を分担管理する内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣をいう。

4　内閣総理大臣は、革新的事業活動実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

5　政府は、革新的事業活動実行計画を作成したときは、これを公表するものとする。

6　政府は、平成三十年度以降の各年度において少なくとも一回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動を勘案し、革新的事業活動実行計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7　第四項及び第五項の規定は、革新的事業活動実行計画の変更について準用する。

8　政府は、第六項の規定による評価を行ったときは、同項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。

9　政府は、第六項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第七条　担当大臣（前条第三項に規定する担当大臣をいう。）は、重点施策を、その実施期間内に、実施するものとする。

第二節　新技術等実証の促進

（新技術等実証の実施に関する基本的な方針）

第八条　政府は、計画実行期間（第六条第二項第一号に掲げる計画実行期間をいう。以下同じ。）内において新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下この条及び第十一条第四項第一号において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　新技術等実証の意義に関する事項
二　新技術等実証の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
三　第十一条第一項に規定する新技術等実証計画の認定に関する基本的な事項
四　その他新技術等実証に関する重要事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

4　政府は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　政府は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

（新技術等実証に係る新たな規制の特例措置の求め）

第九条　新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2　前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

3　第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

4　主務大臣は、第一項の規定による求めに係る新技術等実証について新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、革新的事業活動評価委員会（第三十一条に規定する革新的事業活動委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。）の意見を聴くものとする。

（解釈及び適用の確認）

第十条　新技術等実証を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定（当該新技術等実証に係る新技術等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下同じ。）の規定をいう。以下同じ。）の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2　前項の規定による求めを受けた主務大臣は、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

（新技術等実証計画の認定）

第十一条　新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画（以下「新技術等実証計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は共同して新技術等実証計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　新技術等実証計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　新技術等実証の目標
二　次に掲げる新技術等実証の内容
イ　新技術等及び革新的事業活動の内容
ロ　第二条第二項第一号に規定する実証の内容及びその実施方法
ハ　第二条第二項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法
三　新技術等実証の実施期間及び実施場所
四　参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
五　新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
六　第二条第二項第二号に規定する規制に係る新技術等関係規定
七　第十五条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容
八　その他新技術等実証の実施に関し必要な事項

4　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くものとする。
一　当該新技術等実証計画が革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること。
二　当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（前項第四号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
三　当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令並びに前項第六号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

5　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

6　主務大臣は、第一項の認定をしないときは、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知するものとする。